

2 階会議室の取得に伴う不動産取得税の納付について

1 概要

- 令和5年1月4日付で県病院協会が県から取得した総合医療会館2階会議室について、令和6年4月に神奈川県横浜県税事務所より不動産取得税の課税予告通知があった。
- 同通知によれば、令和6年6月3日付で不動産取得税の納税通知書を横浜県税事務所が発送の予定である。

2 納税額及び納期限(予定)

物件所在地 横浜市中区富士見町3-1

区 分	納税(予定)額	納期限(予定)
土 地	1,058,200 円	令和6年7月1日
家 屋	176,100 円	
合 計	1,234,300 円	

※ 横浜県税事務所発送の「県税についてのお知らせ」による

3 対応(案)

- 横浜県税事務所から当協会あての納税通知書が送達された場合、納期限までに不動産取得税を納付する。

4 その他

- 不動産取得税の非課税または軽減措置等に関し、事務局で横浜県税事務所に相談したが、今回の取得に関し同税の非課税または軽減措置の適用はない旨の回答を受けている。

<参考> 不動産取得税とは

- ・土地や家屋を売買、贈与、交換等により取得した場合に納付する税金(県税)
- ・不動産の価格(課税標準額)×税率=税額